玉 土交通 委 (員会)

航 空 法 の 部を改正する法 律 案 へ 閣 法 第八七号)(衆議院送付 要旨

本 法 律 案 は、 最 近 に お け る航 空 輸 送をめぐる経済社会情勢 の 变 化 に的 確 に 対 応するため の措置 を講じよう

とする ŧ の で ぁ וֻ そ の 主 な 内 容 は 次 のとお りで **'ある**。

航 空 機 内 に あ る 者は、 安全阻 害 行 為 等 を U ては ならないこととするとともに、 機長が行 為者

止

命

令

をすることができることとし、

命令に

反 Û

下

の

罰

金に

処することとす

に

対

L

て

航 空 運 送 事 業 の 許可 の 要件として、 申請 者の持株会社等 違 た者は 五十万円 の 議決権 以 の三分 の — 以 上を外国 人等が占 め な

こと 等 の 事 由 を 追 加す る。

Ξ 有 視 界飛 行 方 式で飛行する際 の 飛行 計 画 の 事 前 通 報につい て、 あらかじ め 通報することが困難

は 飛 行 を 開始し た後でも、 通報することができることとする。

四、この法律は、 公布の日から起算して六月を超えな い範 囲 内に おい て政令で定める日から施行することと

す る。 ただし、 ニについ ては、 公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとする。

な お、 本法律案は、 衆 議院にお ١J て、 機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、「航空

な場合に

機 に 乗り 組 んでその 職務を行う者の 職 務の 執 行を妨げる行為」 を加えるとともに、 政 府 は、 こ の 法 律 の 施 行

後三年 - を経過 L た 場 合に お l١ て、 こ の 法 律に よる改正 後 の 航空 法第七十三条の 匹 第 五 項 の 規 定 $\overline{}$ 安 全 阻 害 行

検 討 を 加 え、 その結果に . 基 づ ١J て 必 要な措置 を 講ずる ものとする旨の 規定 を 追 加 する等の 修 正 が 行 わ れ た。

為等に対する機

長

の

中

止

命令規定)

の

施行

の

状況を

勘案し、

必要が

あ

ると認めるときは、

当該

規

定に

ついて